

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年8月25日
【発行者の名称】	株式会社デジタル・ナレッジ (Digital Knowledge Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 埜 弘明
【本店の所在の場所】	東京都台東区上野五丁目3番4号
【電話番号】	03-5846-2131 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 多喜 良夫
【担当J-Adviserの名称】	株式会社SBI証券
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高村 正人
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.sbisec.co.jp/
【電話番号】	03-5562-7210 (代表)
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社デジタル・ナレッジ https://www.digital-knowledge.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時点における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第29期 中間連結 会計期間	第30期 中間連結 会計期間	第31期 中間連結 会計期間	第29期	第30期
決算年月	2024年 5 月	2025年 5 月	2026年 5 月	2024年11月	2025年11月
売上高 (千円)	1,471,792	1,646,084	1,757,064	3,014,029	3,326,846
経常利益 (千円)	43,405	119,994	133,622	112,098	242,456
親会社株主に帰属する 中間（当期）純利益 又は親会社株主に帰属する 中間（当期）純損失(△) (千円)	△13,918	31,778	81,146	△159,172	142,720
中間包括利益又は包括利益 (千円)	△35,793	△21,766	85,914	△158,023	138,312
純資産額 (千円)	1,906,102	1,762,106	2,036,198	1,783,872	1,950,284
総資産額 (千円)	2,742,092	3,033,622	3,269,403	3,007,093	3,161,633
1株当たり純資産額 (円)	1,507.78	1,393.87	1,594.14	1,411.09	1,526.88
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	—	—	—	—	—
1株当たり中間（当期）純 利益又は1株当たり中間 （当期）純損失(△) (円)	△11.01	25.14	63.53	△125.91	112.68
潜在株式調整後 1株当たり中間 （当期）純利益 (円)	—	—	59.13	—	—
自己資本比率 (%)	69.5	58.1	62.3	59.3	61.7
自己資本利益率 (%)	△0.7	1.8	4.1	△8.5	7.6
株価収益率 (倍)	—	—	33.9	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	108,516	445,164	360,387	△233,075	219,503
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△141,903	△78,720	△68,309	△221,886	△173,470
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△14,766	△59,390	△55,260	459,136	△86,551
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	975,270	1,304,129	1,247,279	1,050,620	1,005,693
従業員数 (名)	228	226	227	226	232

- (注) 1. 第29期中間連結会計期間及び第29期の潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在するものの、1株当たり中間（当期）純損失であり、また、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。第30期中間連結会計期間及び第30期の潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在するものの当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 第29期中間連結会計期間、第30期中間連結会計期間、第29期及び第30期の株価収益率は、当社株式が非上場であったため記載しておりません。
3. 第30期中間連結会計期間の中間連結財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第31期中間連結会計期間の中間連結財務諸表については、「特定上場

有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の期中レビューを受けておりますが、第29期中間連結会計期間の中間連結財務諸表については当該期中レビューを受けておりません。

4. 第29期の連結財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第30期の連結財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2026年5月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
教育DX事業	174
教育輸出事業	53
合計	227

(注) 1. 従業員数は、就業人員であります。

(2) 発行者の状況

2026年5月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
181	41.2	8.7	6,296

セグメントの名称	従業員数(名)
教育DX事業	174
教育輸出事業	7
合計	181

(注) 1. 従業員数は、就業人員であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や設備投資の堅調な推移を背景に、緩やかな回復基調で推移しております。一方、食料品・エネルギー価格を中心とした物価の上昇、アメリカの通商政策、海外景気の下振れ、地政学リスク等の影響に依然として注意が必要な状況が続いております。

当社グループが事業を展開するオンライン教育サービスのうち、BtoB市場は、人的資本・情報開示対応、DX/IT人材育成需要、研修の効率化・標準化などが後押しとなり、引き続き高いニーズがあるものの、BtoC市場は、学習塾・予備校や通信教育の学習者数が伸び悩んでおり、市場全体としては微増傾向にあります。

このような状況の中、当社グループは、創立30周年を迎え、以下の方針を掲げ、事業基盤の強化に取り組んでおります。

① DX提案により顧客との関係を線から面に拡張する。

② AIを活用した新しい教育モデルを提言実装する。

また、全国で開催される11件の展示会に出展するなど、新規顧客開拓に注力しております。

これらの結果、当中間連結会計期間の業績は、売上高1,757,064千円（前年同期比6.7%増）となり、営業利益139,867千円（前年同期比35.2%増）、経常利益133,622千円（前年同期比11.4%増）、親会社株主に帰属する中間純利益81,146千円（前年同期比155.4%増）となりました。

前第2四半期連結会計期間から当第2四半期連結会計期間までの各四半期の業績推移は、以下の通りであります。

（単位：千円）

	前第2四半期 連結会計期間	前第3四半期 連結会計期間	前第4四半期 連結会計期間	当第1四半期 連結会計期間	当第2四半期 連結会計期間
売上高	960,779	678,125	1,002,636	711,214	1,045,849
営業利益又は損失（△）	170,216	△92,336	225,408	△96,222	236,089
経常利益又は損失（△）	167,707	△109,839	232,301	△96,293	229,916

セグメントごとの経営成績は、次の通りであります。

【教育DX事業】

当セグメントにおきましては、主にeラーニング及びそれに付随する製品・サービスの提供を行っており、教育DXライセンスと教育DXインテグレーションに区分しております。

当中間連結会計期間におきましては、売上高についてはほぼ想定どおりに推移したものの、売上原価の増加、株式会社ドコモgaccoから事業の一部譲受による費用増加、新規上場に伴う一時的な上場関連費用の計上等の影響により損益が悪化しております。

① 教育DXライセンス

教育DXライセンスとは、主に、システム利用ライセンス、システム保守・運用、運用サポートから構成されます。当中間連結会計期間には、顧客数の増加に伴う保守・運用の増加により、利用実績が増加しました。

② 教育DXインテグレーション

教育DXインテグレーションとは、システム設計・開発、サーバ構築、教材制作、作業代行等から構成されます。当中間連結会計期間には、前年同期比を上回るものの、新規顧客からの受注が伸び悩みました。

以上の結果、教育DX事業の売上高は1,621,779千円（前年同期比4.2%増）、営業利益は190,462千円（前年同期比17.0%減）となりました。

【教育輸出事業】

当セグメントにおきましては、当社子会社であるJapan Digital University LLC.（以下「JDU」）が運営するJDU大学を通じて、ウズベキスタン共和国に日本の通信大学教育の輸出を行っております。

JDU大学では、卒業生の後払学費の回収が開始されたことを受けて、在学時の後払学費の一部売上計上を開始しま

した。その影響により、売上高が増加しております。ただし、売上高が売上原価及び販売管理費の総額を下回っていることから、日本の提携大学への3年次転入の導入など、引き続きコスト削減に取り組んでおります。

以上の結果、教育輸出事業の売上高は135,285千円（前年同期比50.6%増）、営業損失は50,774千円（前年同期は営業損失126,621千円）となりました。

※1 JDUでは、学費の約2割を学生の在校中に受領し、売上計上しております。また、学費の約8割を学生の卒業後の就職状況等を踏まえて売上を計上し、5年間で受領する予定です。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物は、前連結会計年度と比較して241,586千円増加し、1,247,279千円となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

法人税等の支払額83,335千円、未払費用の減少150,972千円等がありましたが、一方で「(1)業績」に記載の通り、当中間連結会計期間の業績の結果、税金等調整前中間純利益133,416千円となり、また、賞与引当金の増加82,887千円、売上債権の減少185,817千円、前受金の増加75,735千円等の影響により、営業活動によるキャッシュ・フローは360,387千円となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

EdTechモジュールのバージョンアップ費用等として無形固定資産の取得による支出79,816千円等があり、投資活動によるキャッシュ・フローは△68,309千円となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

長期借入金の約定弁済により長期借入金の返済による支出55,260千円があり、財務活動によるキャッシュ・フローは△55,260千円となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループで行う事業は、eラーニング関連の各種サービス及び日本の教育の海外輸出であり、生産活動を行っていないため、当該記載を省略しております。

(2) 受注状況

当中間連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

なお、教育DXライセンスは受注から販売までの期間が短いため、また、教育輸出事業は学生向けの教育サービスであり、いずれも提供するサービスの性質上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

サービス内容の名称	受注高(千円)	前期比(%)	受注残高(千円)	前期比(%)
教育DXインテグレーション	595,622	90.5	421,408	116.3
合計	595,622	90.5	421,408	116.3

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績をサービス内容別に示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称		販売高(千円)	前期比(%)
教育DX事業		1,621,779	4.2
	教育DXライセンス	1,149,582	4.2
	教育DXインテグレーション	472,196	4.2
教育輸出事業		135,285	50.6
合計		1,757,064	6.7

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 主要な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、いずれの販売先についても当該割合が10%未満のため記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事象等のリスクの発生、又は2026年2月27日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関して、以下に記載します。

J-Adviserとの契約について

(発生可能性：低、発生可能性のある時期：不特定、影響度：中)

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下「J-Adviser契約」とします。）を締結する義務があります。当社では、株式会社SBI証券（以下「同社」とします。）を担当J-Adviserに指定し、同社との間で、J-Adviser 契約を締結しております。J-Adviser契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、J-Adviser契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。J-Adviser契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社SBI証券（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができます。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらない時は、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかった時。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかった時

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合 当該再建計画が、当該手続に従って成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインに従って成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 本号但し書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがある時等で再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあること等により事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。) 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること

(a) TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されている等公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等

b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)

c 甲が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv

会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主(甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認める時

⑧発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮株主の権利の不当な制限

甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割当てしておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割当てしておく場合を除く。)

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認める時は、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取扱う。)

d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定

e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において1個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑩全部取得

甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑪株式等売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑫株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有する全ての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑬反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認める時

⑭その他

前各号の他、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

<J-Adviser 契約に係る催告解除及び通知義務>

①甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間(特段の事情の無い限り1か月とする。)を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかった時は本契約を解除することができる。

②前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1か月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

③本契約を解除する場合、特段の事情の無い限り、乙は予め本契約を解除する旨を東証に通知する。

なお、本発行情報公表日現在において、J-Adviser契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社グループの研究開発活動は、以下の通り各セグメントに関連付けられない全社共通の研究開発テーマに取り組んでいます。

当中間連結会計期間における当社グループが支出した研究開発費の総額は13,050千円であります。

(全社共通)

① 1EdTech技術標準

国際標準規格を制定する1Edtechの日本法人の活動を通じて、オープンバッジをはじめとするデジタルの資格の証明書や学習履歴の互換性の規格LTI、テストシステムの規格QTIについて最新情報やその活用事例を収集し、当社パッケージの搭載やカスタマイズの支援等を行っております。

② AI教育モジュール

最新のAI技術の教育への応用について調査し、「KnowledgeDeliver Teacher's Copilotオプション」の新機能開発を行っております。また、知識にID付けを行い、デジタルツインなど最新のAI技術を用いてスキル獲得を支援する枠組みについて、新規開発を行っております。

③ モバイルアプリ開発

マルチデバイスのアプリ開発環境を研究課題として、授業内でアンケートやチャット等のコミュニケーションを図るためのツールの調査研究を行っております。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者はこれらの見積りについて、過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(資産の部)

当中間連結会計期間末における資産合計は、前連結会計年度末と比較して107,769千円増加し、3,269,403千円となりました。これは主に、売上債権の回収が進んだことにより「受取手形、売掛金及び契約資産」が182,131千円減少した一方で、「現金及び預金」が226,586千円増加したことによるものであります。

(負債の部)

当中間連結会計期間末における負債合計は、前連結会計年度末と比較して21,855千円増加し、1,233,204千円となりました。これは主に、年末賞与の支給等により「未払費用」が150,972千円、借入金の約定弁済により「長期借入金」が55,260千円、それぞれ減少した一方で、保守・運用費の入金により「前受金」が75,735千円、賞与支給対象期間の経過により「賞与引当金」が82,887千円、「役員賞与引当金」が21,757千円、それぞれ増加したことによるものであります。

(純資産の部)

当中間連結会計期間末における純資産合計は、前連結会計年度末と比較して85,914千円増加し2,036,198千円となりました。これは主に、親会社株主に帰属する中間純利益81,146千円を計上し「利益剰余金」が増加したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」に記載の通りです。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「4【事業等のリスク】」に記載の通りです。

(5) 経営戦略の現状

「3【対処すべき課題】」に記載の通りです。

(6) キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載の通りです。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

「3【対処すべき課題】」に記載の通りです。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(2026年5月31日)(株)	公表日現在発行数(2026年8月25日)(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,800,000	3,350,000	1,450,000	1,450,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定の無い当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	4,800,000	3,350,000	1,450,000	1,450,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次の通りです。

第3回新株予約権（2019年10月17日臨時株主総会決議）

	当中間会計期間末現在 (2026年5月31日)	公表日の前月末現在 (2026年7月31日)
新株予約権の数(個)	136,790(注)1	136,790(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	136,790(注)1	136,790(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	800(注)2	800(注)2
新株予約権の行使期間	2021年10月18日～ 2029年10月17日 (注)3	2021年10月18日～ 2029年10月17日 (注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 800 資本組入額 400 (注)4	発行価格 800 資本組入額 400 (注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	(注)6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)8	(注)8

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$

3. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議から2年を経過した日から、当該決議の日後10年を経過する日までとする。ただし、権利行使の最終日が当社の休日にあたる場合にはその前営業日とする。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りでは無い。

② 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。

③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りでは無い。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

7. 新株予約権の取得事由

① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社と

なる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

8. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

(注)3で定められた新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、(注)3で定められた新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

(注)5に準じて決定する。

⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(注)4に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得事由

(注)7に準じて決定する。

第4回新株予約権（2020年11月30日臨時株主総会決議）

	当中間会計期間末現在 (2026年5月31日)	公表日の前月末現在 (2026年7月31日)
新株予約権の数(個)	8,000(注)1	8,000(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,000(注)1	8,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,200(注)2	1,200(注)2
新株予約権の行使期間	2022年12月1日～ 2030年11月30日 (注)3	2022年12月1日～ 2030年11月30日 (注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,200 資本組入額 600 (注)4	発行価格 1,200 資本組入額 600 (注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	(注)6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8	(注)8

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議から2年を経過した日から、当該決議の日後10年を経過する日までとする。ただし、権利行使の最終日が当社の休日にあたる場合にはその前営業日とする。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りでは無い。

② 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。

③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りでは無い。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

7. 新株予約権の取得事由

① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

8. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

(注)3で定められた新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、(注)3で定められた新株予約権の行使期間の満了日までとする。

- ⑥ 新株予約権の行使の条件
(注) 5 に準じて決定する。
- ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注) 4 に準じて決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑨ 新株予約権の取得事由
(注) 7 に準じて決定する。

第5回新株予約権（2021年11月1日臨時株主総会決議）

	当中間会計期間末現在 (2026年5月31日)	公表日の前月末現在 (2026年7月31日)
新株予約権の数(個)	17,593(注) 1	17,593(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	17,593(注) 1	17,593(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,500(注) 2	1,500(注) 2
新株予約権の行使期間	2023年11月2日～ 2031年10月31日 (注) 3	2023年11月2日～ 2031年10月31日 (注) 3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,500 資本組入額 750 (注) 4	発行価格 1,500 資本組入額 750 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 5	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6	(注) 6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 8	(注) 8

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議から2年を経過した日から、当該決議の日後10年を経過する日までとする。ただし、権利行使の最終日が当社の休日にあたる場合にはその前営業日とする。
4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 新株予約権の行使の条件
① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りでは無い。
② 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。

- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りでは無い。
6. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
7. 新株予約権の取得事由
① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
② 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
8. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い
当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。
④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
⑤ 新株予約権を行使することができる期間
(注)3で定められた新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、(注)3で定められた新株予約権の行使期間の満了日までとする。
⑥ 新株予約権の行使の条件
(注)5に準じて決定する。
⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注)4に準じて決定する。
⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
⑨ 新株予約権の取得事由
(注)7に準じて決定する。

第6回新株予約権（2022年11月17日臨時株主総会決議）

	当中間会計期間末現在 (2026年5月31日)	公表日の前月末現在 (2026年7月31日)
新株予約権の数(個)	970(注) 1	970(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	970(注) 1	970(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,900(注) 2	1,900(注) 2
新株予約権の行使期間	2024年11月26日～ 2032年11月16日 (注) 3	2024年11月26日～ 2032年11月16日 (注) 3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,900 資本組入額 950 (注) 4	発行価格 1,900 資本組入額 950 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 5	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6	(注) 6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 8	(注) 8

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$

3. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議から2年を経過した日から、当該決議の日後10年を経過する日までとする。ただし、権利行使の最終日が当社の休日にあたる場合にはその前営業日とする。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りでは無い。

② 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。

③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りでは無い。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

7. 新株予約権の取得事由

① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株

予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

8. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

(注)3で定められた新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、(注)3で定められた新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

(注)5に準じて決定する。

⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(注)4に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得事由

(注)7に準じて決定する。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2026年5月31日	—	1,450,000	—	40,450	—	25,000

(6) 【大株主の状況】

2026年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
埜 弘明	静岡県熱海市	1,137,000	89.01
デジタル・ナレッジ従業員持株会	東京都台東区上野5-3-4	52,300	4.09
三菱UFJキャピタル株式会社	東京都中央区日本橋2-3-4	25,000	1.95
近藤 寿子	東京都府中市	21,000	1.64
猪股 和昭	東京都杉並区	16,000	1.25
吉田 自由児	東京都千代田区	16,000	1.25
野口 保之	東京都北区	6,000	0.46
多喜 良夫	東京都杉並区	3,000	0.23
渡邊 弘毅	東京都千代田区	1,000	0.07
計	—	1,277,300	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 172,700	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,277,300	12,773	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定の無い当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,450,000	—	—
総株主の議決権	—	12,773	—

② 【自己株式等】

2026年5月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社デジタル・ナレッジ	東京都台東区上野五丁目3 番4号	172,700	—	172,700	11.9
計	—	172,700	—	172,700	11.9

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年12月	2026年1月	2026年2月	2026年3月	2026年4月	2026年5月
最高(円)	—	—	2,156	—	—	—
最低(円)	—	—	2,156	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2. 当社株式は2026年2月20日から東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場しております。それ以前については、該当事項はありません。

3. 2026年3月から2026年5月については、売買実績はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報公表後、当中間発行者情報公表までの役員の異動はありません。

第6 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。)に基づいて作成しております。
- (2) 中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2025年12月1日から2026年5月31日まで)の中間連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により期中レビューを受けております。

【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年11月30日)	当中間連結会計期間 (2026年 5 月31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,062,755	1,289,341
受取手形、売掛金及び契約資産	751,352	569,221
仕掛品	41,290	28,210
その他	144,939	156,142
貸倒引当金	△22	△2
流動資産合計	2,000,315	2,042,913
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	463,487	463,487
減価償却累計額	△189,181	△196,993
建物及び構築物(純額)	274,305	266,493
工具器具備品	38,145	41,432
減価償却累計額	△21,758	△24,977
工具器具備品(純額)	16,386	16,455
土地	255,696	255,696
建設仮勘定	2,596	2,596
有形固定資産合計	548,984	541,241
無形固定資産		
ソフトウェア	331,365	321,573
その他	36,665	73,243
無形固定資産合計	368,031	394,817
投資その他の資産		
繰延税金資産	128,427	179,126
その他	115,874	111,304
投資その他の資産合計	244,301	290,431
固定資産合計	1,161,318	1,226,489
資産合計	3,161,633	3,269,403

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年11月30日)	当中間連結会計期間 (2026年5月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	62,309	74,343
一年内返済予定の長期借入金	118,853	118,853
未払金	44,960	62,665
未払費用	300,511	149,539
未払法人税等	83,253	102,887
前受金	229,144	304,879
賞与引当金	—	82,887
役員賞与引当金	—	21,757
製品保証引当金	3,810	3,950
その他	53,133	51,328
流動負債合計	895,976	973,091
固定負債		
長期借入金	315,373	260,113
固定負債合計	315,373	260,113
負債合計	1,211,349	1,233,204
純資産の部		
株主資本		
資本金	40,450	40,450
資本剰余金	100,149	100,149
利益剰余金	1,815,326	1,896,473
自己株式	△39,721	△39,721
株主資本合計	1,916,205	1,997,351
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	34,078	38,846
その他の包括利益累計額合計	34,078	38,846
純資産合計	1,950,284	2,036,198
負債純資産合計	3,161,633	3,269,403

② 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年12月1日 至 2025年5月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年12月1日 至 2026年5月31日)
売上高	1,646,084	1,757,064
売上原価	882,795	911,498
売上総利益	763,288	845,566
販売費及び一般管理費		
給料手当	202,688	205,814
役員報酬	78,620	80,670
広告宣伝費	50,260	46,720
減価償却費	11,092	11,274
賞与引当金繰入額	35,141	34,925
役員賞与引当金繰入額	18,705	21,757
貸倒引当金繰入額	△229	△1
製品保証引当金繰入額	△366	140
その他	263,887	304,397
販売費及び一般管理費合計	659,799	705,698
営業利益	103,489	139,867
営業外収益		
受取利息	440	4,716
賃貸収入	931	871
為替差益	16,205	—
事務代行手数料	1,090	—
雑収入	122	787
営業外収益合計	18,791	6,375
営業外費用		
支払利息	2,286	1,813
為替差損	—	10,807
営業外費用合計	2,286	12,620
経常利益	119,994	133,622
特別損失		
減損損失	3,104	206
投資有価証券評価損	2,371	—
特別損失合計	5,475	206
税金等調整前中間純利益	114,518	133,416
法人税、住民税及び事業税	75,522	102,969
法人税等調整額	7,216	△50,699
法人税等合計	82,739	52,269
中間純利益	31,778	81,146
親会社株主に帰属する中間純利益	31,778	81,146

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年12月1日 至 2025年5月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年12月1日 至 2026年5月31日)
中間純利益	31,778	81,146
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	△53,544	4,767
その他の包括利益合計	△53,544	4,767
中間包括利益	△21,766	85,914
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	△21,766	85,914
非支配株主に係る中間包括利益	—	—

③ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年12月 1 日 至 2025年 5 月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年12月 1 日 至 2026年 5 月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	114,518	133,416
減価償却費	51,888	64,238
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△229	△20
製品保証引当金の増減額(△は減少)	△366	140
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	18,705	21,757
賞与引当金の増減額(△は減少)	84,149	82,887
受取利息	△440	△4,716
支払利息	2,286	1,813
投資有価証券評価損	2,371	—
減損損失	3,104	206
売上債権の増減額(△は増加)	184,189	185,817
棚卸資産の増減額(△は増加)	11,581	11,596
その他の流動資産の増減額(△は増加)	39,528	△9,719
長期前払費用の増減(△は増加)	6,049	5,935
仕入債務の増減額(△は減少)	△4,959	12,033
未払費用の増減額(△は減少)	△126,013	△150,972
前受金の増減額(△は減少)	78,011	75,735
未払金の増減額(△は減少)	△23,546	17,704
その他の負債の増減額(△は減少)	22,949	△1,805
その他	—	△1,542
小計	463,777	444,506
利息及び配当金の受取額	440	1,030
利息の支払額	△2,286	△1,813
法人税等の支払額	△16,767	△83,335
営業活動によるキャッシュ・フロー	445,164	360,387
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	—	15,000
有形固定資産の取得による支出	△16,239	△3,493
無形固定資産の取得による支出	△62,480	△79,816
投資活動によるキャッシュ・フロー	△78,720	△68,309

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年12月 1 日 至 2025年 5 月31 日)	当中間連結会計期間 (自 2025年12月 1 日 至 2026年 5 月31 日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△59,390	△55,260
財務活動によるキャッシュ・フロー	△59,390	△55,260
現金及び現金同等物に係る換算差額	△53,544	4,767
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	253,509	241,586
現金及び現金同等物の期首残高	1,050,620	1,005,693
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 1 1,304,129	※ 1 1,247,279

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

- 1 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。前連結会計年度末及び当中間連結会計期間末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次の通りであります。

	前連結会計年度 (2025年11月30日)	当中間連結会計期間 (2026年5月31日)
当座貸越極度額	600,000千円	600,000千円
借入実行残高	－ 〃	－ 〃
差引額	600,000千円	600,000千円

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- ※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年12月1日 至 2025年5月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年12月1日 至 2026年5月31日)
現金及び預金	1,361,172千円	1,289,341千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△57,042 〃	△42,061 〃
現金及び現金同等物	1,304,129千円	1,247,279千円

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間 (自 2024年12月1日 至 2025年5月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	教育DX事業	教育輸出事業	計	
教育DXライセンス	1,103,088	－	1,103,088	1,103,088
教育DXインテグレーション	453,146	－	453,146	453,146
Japan Digital University	－	89,849	89,849	89,849
顧客との契約から生じる収益	1,556,234	89,849	1,646,084	1,646,084
外部顧客への売上高	1,556,234	89,849	1,646,084	1,646,084

当中間連結会計期間 (自 2025年12月1日 至 2026年5月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	教育DX事業	教育輸出事業	計	
教育DXライセンス	1,149,582	－	1,149,582	1,149,582
教育DXインテグレーション	472,196	－	472,196	472,196
Japan Digital University	－	135,285	135,285	135,285
顧客との契約から生じる収益	1,621,779	135,285	1,757,064	1,757,064
外部顧客への売上高	1,621,779	135,285	1,757,064	1,757,064

(セグメント情報等)

I 前中間連結会計期間(自 2024年12月 1 日 至 2025年 5月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	中間連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	教育DX	教育輸出	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1, 556, 234	89, 849	1, 646, 084	—	1, 646, 084
セグメント間の内部 売上高又は振替高	103, 174	1, 105	104, 279	△104, 279	—
計	1, 659, 408	90, 955	1, 750, 364	△104, 279	1, 646, 084
セグメント利益又は損失 (△)	229, 478	△126, 621	102, 856	632	103, 489

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額632千円には、セグメント間取引消去632千円が含まれております。

2. セグメント利益又は損失は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			全社・消去	合計
	教育DX	教育輸出	計		
減損損失	—	3, 104	3, 104	—	3, 104

II 当中間連結会計期間(自 2025年12月 1 日 至 2026年 5月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	中間連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	教育DX	教育輸出	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1, 621, 779	135, 285	1, 757, 064	—	1, 757, 064
セグメント間の内部 売上高又は振替高	6, 163	2, 443	8, 606	△8, 606	—
計	1, 627, 942	137, 729	1, 765, 671	△8, 606	1, 757, 064
セグメント利益又は損失 (△)	190, 462	△50, 774	139, 688	179	139, 867

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額179千円には、セグメント間取引消去179千円が含まれております。

2. セグメント利益又は損失は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			全社・消去	合計
	教育DX	教育輸出	計		
減損損失	—	206	206	—	206

(1 株当たり情報)

1 株当たり中間純利益並びに潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	前中間連結会計期間 (自 2024年12月 1 日 至 2025年 5 月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年12月 1 日 至 2026年 5 月31日)
(1) 1 株当たり中間純利益	25円14銭	63円53銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	31,778	81,146
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益(千円)	31,778	81,146
普通株式の期中平均株式数(株)	1,264,182	1,277,300
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益	—	59円13銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	95,048
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当 たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概 要	第 3 回新株予約権 (新株予約権の数136,990株) 第 4 回新株予約権 (新株予約権の数8,000株) 第 5 回新株予約権 (新株予約権の数17,693株) 第 6 回新株予約権 (新株予約権の数1,350株)	—

(注) 前中間連結会計期間の潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年8月24日

株式会社デジタル・ナレッジ
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 飯塚 徹
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤田 英之
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社デジタル・ナレッジの2025年12月1日から2026年11月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年12月1日から2026年5月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デジタル・ナレッジ及び連結子会社の2026年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上